

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定に関する基準

### (目的)

第 1 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による特定行政庁の認定にあたり、交通上、安全上、防火上及び衛生上、支障がないものの判断について、必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）に定められている用語の例による。

- 1 公共用通路 公共の用に供する道で次に掲げるもの。
  - ① 土地改良事業、農地整備事業等による農道
  - ② 河川又は海岸の管理用の道
  - ③ 港湾施設である道
  - ④ 上記に掲げるものを除くほか、国又は地方公共団体が管理する道
- 2 道路状空地 前号に規定する以外の道及び通路。

### (適用の範囲)

第 3 この基準は、法第 42 条に規定する道路に至るまで幅員 4 メートル以上ある公共用通路又は道路状空地に 2 メートル以上接している敷地であって、次の各号に掲げる基準に適合するものについて適用する。

- 1 現に一般通行の用に供せられているもので、幅員が側溝等により明確であること。
- 2 法第 42 条に規定する道路に至るまで、避難及び通行の安全等が確保されていること。
- 3 申請に係る建築物の計画が日照、通風、採光、換気、排水等において、支障のないものであること。
- 4 道路状空地にあっては、基準時（平成 11 年 5 月 1 日）以前に立ち並びのあるもの、又は市が管理するもので道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に準じたものとして特定行政庁が判断したもので、令 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合するもの。

### (用途・規模・構造)

第 4 認定に係る建築物は、次の各号のいずれかの基準に適合し、かつ、申請に係る建築計画は、その敷地が接する公共用通路又は道路状空道を「道路」とみなして、建築基準関係規定に適合していること。ただし、大阪府建築基準法施行条例第 66 条で定められた敷地が法上の道路に 4 メートル以上接しなければならない建物用途については認定の対象外とする。

- 1 第2第1号に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内で、法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外のものであること。
- 2 第2第2号に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内で、一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋であること。

（土地所有者等による承諾）

第5 申請にあたっては、下記の要件を満たしていること。

- 1 公共用通路にあつては、管理者から建築して支障のない旨の承諾が得られていること。
- 2 道路状空地にあつては、申請地から法第42条に規定する道路までの間、当該認定の申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者全員の承諾が得られていること。
  - ① 道路状空地の敷地となる土地の所有者
  - ② 道路状空地の敷地となる土地に関して権利を有する者
  - ③ 道路状空地を令144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

附 則

この基準は、平成31年2月6日から施行する。

この基準は、令和6年1月10日から施行する。